

2消安第256号  
令和2年6月3日

一般社団法人 全国植物検疫協会  
事務局長 君島 悦夫 殿

農林水産省消費・安全局  
植物防疫課長 望月 光顕

植物防疫法施行規則の一部改正が施行されるまでの輸入検疫措置の実施について

先般、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）の一部改正等に係る公布をしたところです。本改正については、官報で公示したとおり本年11月11日に施行することとしています。

については、本改正で規則別表に追加される検疫有害動植物等の侵入を防止するため、本改正の施行日までの当面の措置として、輸入検査にあたっては、別紙の措置を実施することとしておりますので、ご理解ご協力をお願いします。

なお、「リスク管理情報に基づく輸入検査対応について」（令和元年7月12日付け元消安第1211号消費・安全局植物防疫課長通知）にて実施するとしていた措置のうち、*Tomato brown rugose fruit virus*以外の検疫有害動植物については、本年1月29日付けで規則の改正が施行されたことに伴い、実施は不要となった旨を申し添えます。



## 輸入検査において規則改正までの当面の措置として実施する内容

検疫有害動植物	地域	植物	検査方法
バナナネモグリセンチュウ ( <i>Radopholus similis</i> )	香港	規則表一の二の七の項に掲げる植物、エピプレムヌム・アウレウム ( <i>Epipremnum aureum</i> ) 及びブセファランドラ属 ( <i>Bucephalandra</i> spp.) 植物の生植物の地下部であって栽培の用に供するもの	輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について、植物検疫における植物寄生性線虫の同定指標に基づき、地下部を検査し、変色等の異常が認められた場合は、ベルマン法を実施する。線虫が検出された場合は、検鏡により形態観察を行う。また、必要に応じてPCR法を実施する。
<i>Meloidogyne enterolobii</i>	規則表一の二の七の項に掲げる国又は地域	エピプレムヌム・アウレウム ( <i>Epipremnum aureum</i> ) 及びブセファランドラ属 ( <i>Bucephalandra</i> spp.) 植物の生植物の地下部であって栽培の用に供するもの	輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について、植物検疫における植物寄生性線虫の同定指標に基づき、地下部を検査し、変色等の異常が認められた場合は、ベルマン法を実施する。線虫が検出された場合は、検鏡により形態観察を行う。また、必要に応じてPCR法を実施する。
<i>Bactericera cockerelli</i>	エクアドル	規則表二の二の六の項に掲げる植物の生茎葉及び生果実	輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について検査し、害虫が発見された場合は、輸入植物（穀類等を除く）から発見される有害動植物とその同定指標に基づき、検鏡により形態観察を行う。

<p><i>Bactericera trigonica</i></p>	<p>フランス</p>	<p>規則別表二の二の八の項に掲げる植物の生 莖葉</p>	<p>輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査 数量について検査し、害虫が発見された場合 は、輸入植物（穀類等を除く）から発見される 有害動植物とその同定指標に基づき、検鏡によ り形態観察を行う。</p>
<p><i>Xylella fastidiosa</i></p>	<p>イスラエル</p>	<p>規則別表二の二の二十三の項に掲げる植 物、アルテミシア・アルボレスケンス (<i>Artemisia arborescens</i>)、げっけいじゅ (<i>Laurus nobilis</i>)、ぎょうぎしば (<i>Cynodon dactylon</i>)、すべりひゆ (<i>Portulaca oleracea</i>)、ながばあかしあ (<i>Acacia longifolia</i>)、のりうつぎ (<i>Hydrangea paniculata</i>)、ひまわり (<i>Helianthus annuus</i>)、へリクリスム・ストエカス (<i>Helichrysum stoechas</i>)、ぺるしやぐるみ (<i>Juglans regia</i>)、めりけんがやつり (<i>Cyperus eragrostis</i>)、ユーフォルビア・ カマエシセ (<i>Euphorbia chamaesyce</i> = (<i>Chamaesyce canescens</i>))、ユーフォル ビア・テラキナ (<i>Euphorbia t erracina</i>)、ユーフォルビア・ヒルタ (<i>Euphorbia hirta</i>) 及びルドヴィギア・グ ランデイフロラ (<i>Ludwigia grandiflora</i>) の 生植物 (種子及び果実を除く。) であって 栽培の用に供するもの</p>	<p>輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査 数量について、検査を行い、症状（葉枯れ、枝 枯れ、枝幹根断面導管部におけるゴム状物質の 形成等）の疑いのあるものを発見した場合、 PCR 法を実施する。</p>

	<p>規則別表二の二の 二十三の項に掲げ る国又は地域</p>	<p>アルテミシア・アルボレスケンス (<i>Artemisia arborescens</i>)、げっけいじゆ (<i>Laurus nobilis</i>)、ぎょうぎしば (<i>Cynodon dactylon</i>)、すべりひゆ (<i>Portulaca oleracea</i>)、ながばあかしあ (<i>Acacia longifolia</i>)、のりうつぎ (<i>Hydrangea paniculata</i>)、ひまわり (<i>Helianthus annuus</i>)、へリクリスム・ストエカス (<i>Helichrysum stoechas</i>)、ぺるしやぐるみ (<i>Juglans regia</i>)、めりけんがやつり (<i>Cyperus eragrostis</i>)、ユーフォルビア・カマエシセ (<i>Euphorbia chamaesyce</i> = (<i>Chamaesyce canescens</i>))、ユーフォルビア・テラキナ (<i>Euphorbia terracina</i>)、ユーフォルビア・ヒルタ (<i>Euphorbia hirta</i>) 及びルドヴィギア・グランディフロラ (<i>Ludwigia grandiflora</i>) の生植物 (種子及び果実を除く。) であって栽培の用に供するもの</p>	
<p><i>Tomato chlorotic dwarf viroid</i></p>	<p>ハワイ諸島</p>	<p>規則別表二の二十九の項に掲げる植物の種子であって栽培の用に供するもの及び生植物 (種子及び果実を除く。) であって栽培の用に供し得るもの</p>	<p>(1) 種子について 検査単位ごとに栽培の用に供する種子 (試験研究用 (品種改良用を含む。)) 及び商業用に輸入されるものに限る。) 400 粒について、リアルタイム RT-PCR 法を実施する。 (2) 苗について 輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について、検査を行い、検査単位ご</p>

			とに1%の苗から若葉（1苗当たり最低1葉）をサンプルリングし、針刺し法（最大50枚、小袋に最大5枚入れ、小袋あたり刺す回数は10回まで）により汁液採取後、リアルタイムRT-PCR法を実施する。
<i>Pepper chat fruit viroid</i>	規則別表二の二の三十の項に掲げる国又は地域	トマト ( <i>Lycopersicon esculentum</i> (= <i>Solanum lycopersicum</i> )) の種子であって栽培の用に供するもの	検査単位ごとに栽培の用に供する種子（試験研究用（品種改良用を含む。）及び商業用に輸入されるものに限る。）400粒について、リアルタイムRT-PCR法を実施する。
<i>Tomato planta macho viroid</i>	規則別表二の二の三十一の項に掲げる国又は地域	トマト ( <i>Lycopersicon esculentum</i> (= <i>Solanum lycopersicum</i> )) の種子であって栽培の用に供するもの	検査単位ごとに栽培の用に供する種子（試験研究用（品種改良用を含む。）及び商業用に輸入されるものに限る。）400粒について、リアルタイムRT-PCR法を実施する。
<i>Maize chlorotic mottle virus</i>	タイ、台湾、中華人民共和国、スペイン、タンザニア、アメリカ合衆国、アルゼンチン、ブラジル、ペルー、メキシコ及びハワイ諸島	とうもろこし ( <i>Zea mays</i> ) の種子であって栽培の用に供するもの及びさとうきび ( <i>Saccharum officinarum</i> ) の生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供するもの	(1) 種子について 検査単位ごとに種子（試験研究用（品種改良用を含む。）及び商業用に輸入されるものに限る。）100粒について、リアルタイムRT-PCR法を実施する。 (2) 苗について 輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について、検査を行い、検査単位ごとに1%の苗から若葉（1苗当たり最低1葉）をサンプルリングし、リアルタイムRT-PCR法又はELISA法を実施する。

<p>Pea early-browning virus</p>	<p>イタリア、英国、オランダ、スウェーデン、ベルギー及びポーランド</p>	<p>えんどう (<i>Pisum sativum</i>) 及びそらまめ (<i>Vicia faba</i>) の種子であって栽培の用に供するもの並びにえんどう (<i>Pisum sativum</i>) 及びそらまめ (<i>Vicia faba</i>) の生植物 (種子及び果実を除く。) であって栽培の用に供し得るもの</p>	<p>なお、穂木等で輸入され、葉がない場合は、隔離検疫時に対応する。</p> <p>(1) 種子について 検査単位ごとに種子 (試験研究用 (品種改良用を含む。)) 及び商業用に輸入されるものに限り、100 粒について、RT-PCR 法を実施する。</p> <p>(2) 苗について 輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について、検査を行い、検査単位ごとに1%の苗から若葉 (1 苗当たり最低1 葉) をサンプリングし、RT-PCR 法を実施する。</p>
<p>Tomato brown rugose fruit virus</p>	<p>中華人民共和国、イスラエル、トルコ、ヨルダン、イタリア、オランダ、ギリシャ及びメキシコ</p>	<p>とうがらし (<i>Capsicum annuum</i>) 及びトマト (<i>Lycopersicon esculentum</i> (= <i>Solanum lycopersicum</i>)) の生植物 (果実を除き、種子を含む。) であって栽培の用に供し得るもの</p>	<p>(1) 種子について 検査単位ごとに種子 (試験研究用 (品種改良用を含む。)) 及び商業用に輸入されるものに限り、400 粒について、RT-PCR 法を実施する。</p> <p>(2) 苗について 輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について、検査を行い、検査単位ごとに1%の苗から若葉 (1 苗当たり最低1 葉) をサンプリングし、RT-PCR 法を実施する。</p>

<p>Tomato leaf curl New Delhi virus</p>	<p>タイ、台湾、フィリ ピン、イタリア及 びスペイン</p>	<p>エクバリウム・エラテリウム (<i>Ecballium elaterium</i>)、クロトン・ボンプランドンデニアナム (<i>Croton bonplandianus</i>)、ユツキニア・グランドイス (<i>Coccinia grandis</i>)、トマト (<i>Lycopersicon esculentum</i> (= <i>Solanum lycopersicum</i>)) 及びパパイヤ (<i>Carica papaya</i>) の生植物 (種子及び果実を除く。) であって栽培の用に供し得るもの</p>	<p>輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について、検査を行い、検査単位ごとに1%の苗から若葉 (最低1葉) をサンプリングし、PCR法を実施する。</p>
<p>Zucchini green mottle mosaic virus</p>	<p>大韓民国及び中華 人民共和国</p>	<p>すいか (<i>Citrullus lanatus</i>) 及びペポかぼちや (<i>Cucurbita pepo</i>) の種子であって栽培の用に供するもの並びにすいか (<i>Citrullus lanatus</i>) の生植物 (種子及び果実を除く。) であって栽培の用に供し得るもの</p>	<p>(1) 種子について 検査単位ごとに種子 (試験研究用 (品種改良用を含む。) 及び商業用に輸入されるものに限る。) 100粒について、RT-PCR法を実施する。 (2) 苗について 輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について、検査を行い、症状 (斑紋やモザイク症状等) の疑いのあるものを発見した場合は、RT-PCR法を実施する。</p>